

令和 8 年 7 月 1 0 日
役 場 3 階 委 員 会 室

議 事 録

添田町農業委員会

令和 8 年 7 月 期 添 田 町 農 業 委 員 会 議 事 録

日 時 令和 8 年 7 月 1 0 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 添 田 町 役 場 3 階 委 員 会 室

招 集 者 添 田 町 農 業 委 員 会 会 長 鶴 我 國 晴

議 事

第 1 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

7 番 岡 崎 雄 一 8 番 内 野 恭 一

第 2 議 案

議 案 第 1 0 号 「農 用 地 利 用 集 積 等 促 進 計 画 に つ い て」

議 案 第 1 1 号 「農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 変 更 に つ い て」

議 案 第 1 2 号 「農 地 法 第 3 条 の 規 定 に よ る 農 地 等 の 所 有 権 移 転
(贈 与) 許 可 申 請 に つ い て」

第 3 報 告 事 項

非 農 地 証 明 願 い 2 件

出 席 委 員 (9 名)

1 番 鶴 我 國 晴

2 番 宮 崎 和 博

4 番 森 秋 義

5 番 堀 由 香 利

6 番 照 瀬 保 道

7 番 岡 崎 雄 一

8 番 内 野 恭 一

9 番 高 瀬 千 束

10 番 尾 形 吉 則

出 席 推 進 委 員 (6 名)

藤 岡 宏 康

入 口 富 士 男

黒 崎 延 和

鎌 田 英 彦

宮 岡 雅 夫

鈴 見 敏 憲

欠 席 委 員 (1 名)

小 畑 眞 二

出 席 職 員 (4 名)

農 業 委 員 会 事 務 局 長 野 北 省 一

係 長 加 藤 光 彦

主 査 村 上 麻 衣

主 事 高 松 那 緒

(午前 10 時 00 分)

事務局 開会に先立ちまして、添田町農業委員会会議規則第 6 条に従い、本日の出席者が委員定数の過半数を超えておりますので、本総会が成立すること報告します。

それでは、宮崎副会長に開会を宣言していただきます。

◎開 会

副 会 長 只今から、令和 8 年 7 月期の総会を開会します。

会長、議長役をお願いします。

議 長 それでは、定例会議を始めます。

本日は小畑委員が欠席です。今回の議事録署名委員は、7 番岡崎委員、8 番内野委員を指名しますので、事務局の議事録作成後、確認・署名をお願いします。

◎議 案

議 長 議案第 10 号「農用地利用集積等促進計画について」を審議します。

事務局説明してください。

事務局 議案第 10 号「農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。

議案第 10 号の提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、農業委員会への意見聴取を行う為です。

資料は、1 ページから 3 ページです。では、資料 1 ページをご覧ください。今回の設定面積は、4,511 m²で、すべてが新規設定となっております。その結果、利用権設定面積は、1,405,797 m²となる予定です。

資料 2 ページをご覧ください。今回は出し手が 2 名、受け手が 2 名です。

次に、資料 3 ページをご覧ください。今回の受け手である 2 名については、地域計画の担い手として位置付けられており、常時従事要件等の要件をすべて満たしています。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 異議なしのためこれで審議を終わります。
それでは、議案第 10 号を採決します。本件について、申請の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

—挙 手 多 数—

議 長 挙手多数により議案第 10 号は申請の通り許可します。
続いて、議案第 11 号「農業振興地域整備計画変更について」を審議します。事務局説明してください。

事 務 局 議案第 11 号「農業振興地域整備計画変更について」を説明いたします。提案理由は、除外及び編入の変更申請がありましたので、農業委員会へ意見聴取を求めるものです。
資料 4 ページをご覧ください。まず、除外申請について説明いたします。申請者は野田の方です。申請地は前回の総会で地域計画からの除外を行った場所です。位置図は資料 5 ページです。地域計画からの除外手続きの完了に伴い、1,265 m²のうちの 499.4 m²について、農振地域からの除外を行うものです。
除外手続き完了後は、農家住宅用地として転用される予定です。
次に編入申請について説明いたします。資料は 4 ページをご覧ください。申請者は 2 名で、合計 7 筆、11,701 m²の編入となります。
資料 6 ページをご覧ください。記載の地図のうち、赤い点線で囲んだ部分が今回の編入部分を示したものです。
申請地は、峰地地区の添田駅の裏に位置する農地で、イチゴのハウス栽培や水稻など一体的な農地となっている状況です。これまでは、農振地域として指定されておりましたが、今後も農地として活用される予定の優良な農地であることから、更なる農業振興のため今回編入を行うものです。
説明は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 この議案についてご意見ご質問はありますか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 異議なしのため以上で審議を終わります。それでは議案第 11 号を採決します。本件について申請の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

—挙 手 多 数—

議 長 挙手多数のため議案第 11 号は申請の通り許可します。
続いて、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転（贈与）許可申請について」を審議します。事務局説明してください。

事 務 局 議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転（贈与）許可申請について」をご説明します。
資料 7 ページと図面 1 ページをご覧ください。
申請地は大字庄、地目は田、面積は 639 m²です。譲り渡し人は大字庄の方、譲り受け人は大字庄の方です。
申請理由については、亡夫の土地を相続したが、仕事等で農地の維持管理ができず、このままでは荒廃化するため、亡夫の弟である譲り受け人に相談したところ贈与で話がまとまったためです。
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 担当の尾形委員、現地説明をお願いします。

尾形委員 現地は、役場から土器橋方面に向かって下って行ったところの川沿いにある農地です。

議 長 ありがとうございます。ご質問はありますか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 異議なしのためこれで審議を終わります。議案第 12 号を採決します。本件について申請の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙 手 多 数 —

議 長 挙手多数のため議案第 12 号は申請の通り許可します。
以上で本日の議案の審議を終わります。

◎ 報 告 事 項

議 長 非農地証明願が 2 件あります。非農地証明願について事務局説明してください。

事 務 局 非農地証明願番号 1 をご説明します。資料 8 ページと図面 2 ページから 3 ページをご覧ください。
現地については、7 月 2 日に照瀬委員長、森委員、内野委員と事務局で現地調査を行っております。
申請地は、大字落合外 2 筆、地目は畑、面積は合計 1,698 m²です。
申請者は、糸島市の方です。申請理由は申請地は今年度着手予定の治山工事計画内に含まれているため、調査した結果、40 年以上前から杉や桧が植林されており、また、登記地目が畑になっていたことが判明し、今後農地に復することが困難なため、非農地として証明願いたいとのことです。
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。担当の森委員、現地説明をお願いします。

森 委 員 対象地は、大字落合の消防団 5 分団格納庫付近です。

議 長 ありがとうございます。続いて、照瀬委員長、現地調査報告をお願いします。

照瀬委員 森委員のご説明の通りで、かなり前から杉などが植林されていることから、非農地としての判断は妥当と考えます。

議 長 以上で報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はありますか。

— 「異議なし」の声あり —

議 長 質疑等ないので、本件の審議を終わります。非農地証明願
番号 1 について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙 手 多 数 —

議 長 挙手多数のため本件を承認します。
続いて、非農地証明願番号 2 の説明を事務局をお願いします。

事 務 局 非農地証明願番号 2 をご説明します。
資料 8 ページと図面 4 ページから 5 ページをご覧ください。
現地につきましては、7 月 2 日に照瀬委員長、藤岡委員、入口委員
と事務局で現地調査を行っております。
申請地は大字英彦山外 8 筆、地目は田と畑、面積は合計 5,295 m²で
す。
申請者は直方市の方、申請理由は、申請者が売買を検討しており、
調査したところ亡祖父が植林及び住宅用地として使用しており、ま
た、地目が農地であることが判明し、今後農地に復することが困難
であるため、非農地として証明願いたいとのことです。
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 担当の藤岡委員、現地説明をお願いします。

藤岡委員 現地は、英彦山にある農地で、私の自宅から国道 500 号を 200～300
メートル程度上ったところの農地と、旧 500 号線沿いの農地です。

議 長 続いて、照瀬委員長、現地調査報告をお願いします。

照瀬委員 藤岡委員のご説明通りで、既に宅地等が建築されてある土地のため、
非農地としての判断は妥当と考えます。

議 長 以上で報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はありま
すか。

— 「異議なし」の声あり —

議 長 質疑等ないので、本件の審議を終わります。非農地証明願
番号２について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙 手 多 数 —

議 長 挙手多数のため本件を承認します。以上で報告事項を終わります。

◎各特別委員会等からの報告・連絡事項

議 長 私からはありません。宮崎副会長は何かありますか。

副 会 長 ありません。

議 長 農地特別委員会の照瀬委員長は何かありますか。

照瀬委員 ありません。

議 長 農政特別委員会農地の委員長は何かありますか。

内野委員 ありません。

議 長 ほかの委員の皆さんは何かありませんか。特にないようなので、続
いて事務局から連絡事項をお願いします。

事 務 局 令和８年新任農業委員初総会を、７月２１日火曜日１５時から役場３
階委員会室にて行います。なお、出席は農業委員のみとなります。
令和８年新任農業委員会初会合を７月２１日火曜日１６時から役場３
階委員会室にて行います。これは全員参加をお願いします。
令和８年８月期農業委員会定例総会を８月１０日月曜日１３時３０分
から役場３階委員会室にて行います。なお、各種申請締切は７月２４
日金曜日までです。

議 長 事務局からの連絡事項が終わりました。委員さんから何かありませ
んか。ないので、宮崎副会長閉会のことばをお願いいたし
ます。

◎閉 会

副 会 長 これをもちまして、令和８年７月期の定例総会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

(午前１０時４０分)